



健衛発1225第3号  
平成25年12月25日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



### 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日からの消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）の引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定され、平成25年10月1日に施行されたところです。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられており、その内容を分かりやすく解説した各特別措置についてのガイドラインが公表されています。

このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置においては、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止しています。具体的には、特定事業者による（1）減額・買ったたき、（2）商品購入、役務利用又は利益提供の要請、（3）本体価格での交渉の拒否といった行為を禁止しています。また、特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止しています。

また、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買ったたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

さらに、事業者は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。）であると誤認されないための措置を講じているときに限って、税込価格を表示することを要しないこととなっています。

各都道府県におかれては、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドライン等の理

解及び遵守について、貴管下の生活衛生関係事業者に対して適宜周知をお願いします。

また、生活衛生営業指導センターに対して、下記のガイドラインに留意の上、相談に遺漏のなきよう指導をお願いします。

## 記

### 1. 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- ・消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）
- ・消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- ・総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- ・総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）

### 2. 経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁からの通知

- ・「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成25年11月付け20131008中第5号経済産業大臣及び公取取第238号公正取引委員会委員長通知）
- ・「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成25年11月15日付け消表対第522号消費者庁表示対策課長通知）

### 3. パンフレット

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成25年10月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）

[http://www.mof.go.jp/comprehensive\\_reform/tenka\\_pamphlet.pdf](http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/tenka_pamphlet.pdf)

- ・中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成25年10月 中小企業庁）  
<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131008003/20131008003-2.pdf>